



発行 新潟県
第 92 号
 平成28年11月25日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1208 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 1209 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 1210 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 1211 保安林の指定解除（治山課）
- 1212 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1213 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1214 換地処分（農地整備課）
- 1215 道路の区域変更（道路管理課）
- 1216 道路の供用開始（道路管理課）
- 1217 道路の区域変更（道路管理課）
- 1218 道路の供用開始（道路管理課）
- 1219 構造計算適合性判定業務の委任（建築住宅課）

公 告

一般競争入札の実施（監理課）

公安委員会規則

- 14 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

告 示

◎新潟県告示第1208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新保薬局	長岡市川崎町779番3	平成28年4月3日
美園薬局	長岡市新保1丁目17-11	平成28年8月21日
荻野薬局	長岡市荻野1丁目7-9	平成28年2月1日
医療法人 常心会 川室記念病院	上越市大字北新保71番甲地	平成28年4月1日
笹川医院	上越市港町1丁目27番16号	平成28年10月1日

吉川眼科	上越市吉川区下町1162番1	平成28年10月1日
いわふね歯科クリニック	上越市中田原160-42	平成27年10月1日
薬局 ドラッグゲンちゃん	上越市東城町3-10-2	平成28年10月15日
大学前薬局	上越市大学前203番地	平成28年9月21日
望月薬局 昭和町店	上越市昭和町1-3-3	平成28年9月1日
医療法人社団 岩田眼科医院	三条市東裏館1-9-21	平成28年4月1日
嵐南歯科金子	三条市南四日町4-11-48	平成28年4月2日
桐生歯科医院	三条市三竹2丁目4番31-3号	平成28年7月28日
八百枝歯科医院	三条市本町三丁目6-13	平成28年5月26日
小山歯科医院	三条市大字福島新田乙1372-16	平成28年6月25日
医療法人 けんちゃんクリニック	新発田市新富町2丁目6番18号	平成28年10月1日
二王子温泉クリニック	新発田市虎丸452番地	平成28年9月1日
石橋歯科医院	新発田市三日市473-3	平成28年10月16日
柳川歯科医院	新発田市新富町1-5-10	平成28年9月1日
新潟県立吉田病院(医科)	燕市吉田大保町32番14号	平成28年4月23日
新潟県立吉田病院(歯科)	燕市吉田大保町32番14号	平成28年4月23日
医療法人社団 関原歯科医院	糸魚川市田伏336	平成28年8月1日
クローバー薬局	糸魚川市平牛2124番	平成28年10月1日
太田眼科	妙高市朝日町1-2-8	平成28年10月1日
南部郷総合病院	五泉市村松1404番地1	平成28年10月13日
あい薬局 南本町店	五泉市南本町3丁目1番43号	平成28年10月1日
浅島医院	佐渡市千種丙218-7	平成28年10月1日
医療法人社団 中山内科クリニック	佐渡市河原田本町19番地	平成28年4月1日
佐渡市新穂田野沢診療所	佐渡市新穂田野沢231番地3	平成28年3月1日

はっとり歯科医院	南魚沼市一村尾1625-1	平成28年9月1日
医療法人社団 わたなべ医院	胎内市新栄町2-37	平成28年9月1日
中条駅前じゅん耳鼻科	胎内市表町6番17-8	平成28年9月1日
訪問看護ステーション三好園しんざ	十日町市新座甲609番地2	平成28年5月1日
あがの市民病院訪問看護ステーション	阿賀野市岡山町13-23	平成28年10月1日

◎新潟県告示第1209号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変更 事項	旧	新	変更年月日
プライム薬局 きたまち店	長岡市喜多町 字川原1091番地 13	名称 変更	エイケン堂薬局 喜多町店	プライム薬局 き たまち店	平成28年9月1日
医療法人社団 白深会 うえはら 眼科医院	柏崎市扇町2 番3号	住所 変更	柏崎市駅前1- 2-22-101	柏崎市扇町2番3 号	平成28年10月5日

◎新潟県告示第1210号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あらい整形外科クリニック	三条市鶴田2丁目1番10号	平成28年9月10日
サカエ薬局	上越市幸町14番10号	平成28年7月31日
栃尾郷クリニック	長岡市新栄町2丁目1番50号	平成28年7月31日
かつみ医院	小千谷市東栄1-6-6	平成28年8月31日
柳川歯科医院	新発田市新富町1-5-10	平成28年8月31日
はっとり歯科医院	南魚沼市一村尾1625-1	平成28年8月31日

中条駅前 じゅん耳鼻科	胎内市表町6番17-8	平成28年10月3日
-------------	-------------	------------

◎新潟県告示第1211号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県佐渡市羽茂大崎3184の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第1212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市及び燕市の一部を受益地域とする県営小吉地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年11月28日から平成28年12月26日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟市西蒲区役所
燕市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営新道地区区画整理・農業用排水施設整備・農用地改良保全（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年11月28日から平成28年12月26日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1214号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理(農地環境整備)事業長坂地区に係る換地処分をした。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1215号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 道路の種類 県道

2 路線名 黒倉野中線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙 3427 番 1 から	新	7.9~17.9メートル	169.7メートル
同郡同町東山字正木沢3632番 1 まで	旧	5.3~16.0メートル	169.7メートル

◎新潟県告示第1216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 黒倉野中線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙3427番1から同郡同町東山字正木沢3632番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月25日

◎新潟県告示第1217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市山崎字会所前口95番1から 同市小原字坂ノ下辛532番1まで	新	13.4～56.4メートル	1,905.7メートル
	旧	(A)4.0～44.5メートル	1,929.3メートル
		(B)13.4～56.4メートル	1,898.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間県道小千谷十日町津南線と重用

◎新潟県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
十日町市山崎字会所前口95番1から同市小原字坂ノ下辛532番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月25日

◎新潟県告示第1219号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、国土交通大臣又は新潟県知事が指定する者に、法第6条の3第1項及び法第18条第4項の構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることとしたため、法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名称及び住所
一般財団法人 日本建築総合試験所

- 大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 業務区域
新潟県の全域
 - 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
事務所の名称 一般財団法人 日本建築総合試験所 構造判定センター
事務所の所在地 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号
 - 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次の各号に掲げる業務以外の業務
 - (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物(建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)
 - (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの(令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)
 - 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成28年12月1日

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A0対応デジタル複写機賃貸借及び複写サービスの調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名及び数量
A0対応デジタル複写機賃貸借及び複写サービス
A0対応デジタル複写機 3台
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 契約期間
平成29年2月1日から平成34年1月31日までの60か月間
 - (4) 納入期限
平成29年1月31日(火)
 - (5) 納入場所
新潟地域振興局新津地域整備部
柏崎地域振興局地域整備部
上越地域振興局地域整備部
詳細は入札説明書による。
 - (6) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23条)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (4) 県内に本社(本店)又は営業所等が所在する者であること。
 - (5) 仕様に適合するサービスが提供できることを確認できた者であること。

- (6) 当該契約に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスが確実に提供できることを証明できた者であること。
- (7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県土木部監理課総務係
電話番号 025-285-5511 内線3194

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成28年12月12日(月)

4 入札、開札の日時及び場所

- (1) 入札、開札の日時
平成28年12月20日(火) 午前10時00分
- (2) 入札、開札場所
新潟県庁入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。また、現金で納入する場合は、金融機関(出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。

(3) 契約保証金

契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県土木部監理課の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月25日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
オた ウめ ムの 真給 理付 教金 犯の 罪支 被給 害に 者関 等す をる 救法 濟律 す関 る係	(略)	オた ウめ ムの 真給 理付 教金 犯の 罪支 被給 害に 者関 等す をる 救法 濟律 す関 る係	(略)
国係 外 犯 罪 被 害 弔 慰 金 等 の 支 給 に 関 す る 法 律 関	(1) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「国外犯罪被害弔慰金支給法」という。）第9条第1項の規定による申請の受理 (2) 国外犯罪被害弔慰金支給法第13条第1項の規定による調査 (3) 国外犯罪被害弔慰金支給法第13条第2項の規定による報告等の求め (4) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下「国外犯罪被害弔慰金支給法施行規則」という。）第10条第1項の規定による裁定通知書等による通知 (5) 国外犯罪被害弔慰金支給法施行規則第10条第2項の規定による支払請求書の交付 (6) 国外犯罪被害弔慰金支給法施行規則第12条第2項の規定による添付書類の省略の決定		

(略)	(略)
-----	-----

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。